

# 令和8年度(2026年度) 地域における 防犯活動の支援概要





## はじめに

町会・自治会・管理組合等の皆様には、日ごろから、本市の行政全般にわたり、ご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

市では、皆様の自主的な防犯活動への支援を行っています。

皆様が、安全かつ効果的な自主防犯活動を実施していただく上で、本書をご活用いただければ幸いです。

## 目次

1 防犯パトロール用物品の貸与.....	4
2 防犯ボランティア保険への加入.....	8
3 出前講座<<『防犯』をはじめよう>>.....	11
4 地域防犯リーダー養成講習会の開催.....	12
5 地域防犯リーダー養成講習会フォローアップ研修会の開催.....	13
6 防犯カメラの設置等補助.....	14
7 自主防犯パトロール活動推進写真展の開催.....	16
8 自主防犯活動優良団体の認定.....	17
9 青色防犯パトロール実施手続の流れ.....	18



出前講座の様子



地域防犯リーダー養成講習会の様子

# 1 防犯パトロール用物品の貸与

防犯パトロール用物品を無償で貸与しています(5、6 頁参照)。

料金はかかりません。皆様に大事に使っていただきたいとの思いから、市が購入した際のおおよその金額を掲載しております。

- ・ 数に限りがありますので、現在の貸与数の在庫確認を行った上で、必要数を検討し、申請してください。
- ・ 貸与した物品の管理は、各町会・自治会長の責任において、行っていただきます。古くなった、破損した、使わなくなった等の物品は、ご返却ください。なお、交換も可能です。

## (1) 申請の方法

希望団体は、別紙1『令和8年度(2026年度)防犯パトロール用物品貸与申請書』に希望数量を記入し、市役所1階防犯課窓口までご持参ください。

その場でお渡しします。

また、郵送での物品の貸与を希望する場合は、その旨を記載して郵送またはFAXで申請書をお送りいただければ、宅配便等の着払いにて送付いたします。

※在庫が少ない一部の物品について、お待ちいただく場合があります。

※貸与物品の受領時は、物品を入れる大きめの袋をご持参ください。

※市ホームページにおいて様式のダウンロードが可能です。

八王子市トップページ → もしもの時のために → 防災・防犯情報 → 防犯情報  
→ 町会・自治会・管理組合への支援 → 地域における防犯活動の支援概要

二次元コードはこちら→



## (2) 町会・自治会以外の団体について

地元のシニアクラブや青少年対策地区委員会、PTAなどの団体については、町会・自治会からの申請により防犯パトロール用物品の貸与を行うことができます。

## 【防犯パトロール用物品一覧】

<p>物品</p>	<p>反射帯ベスト</p>  <p>(約 1,500 円)</p>	<p>腕章 (緑色)</p>  <p>(約 400 円)</p>
<p>貸与数上限</p>	<p>活動者数</p>	<p>活動者数</p>
<p>概要</p>	<p>緑ナイロンメッシュ生地に「防犯パトロール」の文字入り反射帯がついたベスト</p>	<p>反射緑色生地に「防犯パトロール」の文字が入った腕章</p>
<p>物品</p>	<p>帽子</p>  <p>(約 500 円)</p>	<p>青色合図灯</p>  <p>(約 1,700 円)</p>
<p>貸与数上限</p>	<p>活動者数</p>	<p>同時にパトロールを行う班数の2倍</p>
<p>概要</p>	<p>蛍光黄緑色のメッシュ生地に「防犯」の文字が入った帽子</p>	<p>青色のLEDが発光する合図灯 電池は各団体でご用意ください</p>

<p>物品</p>	<p>マグネットパネル</p>  <p>(約 1,200円)</p>	<p>青色回転灯</p>  <p>(約 8,000円)</p>
<p>貸与数上限</p>	<p>パトロールを行う車両数の2倍</p>	<p>活動を行う車両数</p>
<p>概要</p>	<p>蛍光黄色のマグネット状のステッカー (車両貼付用) 大きさ 50×17cm ※貼付けたまま放置すると車体の色褪 せが生じる可能性がありますのでご注 意ください</p>	<p>車両に取付ける回転灯 ※使用にあたっては、必要な手続があ ります(18頁参照)</p>
<p>物品</p>	<p>拍子木</p>  <p>(約 1,900円)</p>	<p>自転車プレート</p>  <p>(約 300円)</p>
<p>貸与数上限</p>	<p>同時にパトロールを行う班数</p>	<p>活動を行う自転車の台数</p>
<p>概要</p>	<p>「火の用心」のイメージがありますが音 による防犯効果も期待できます</p>	<p>自転車の前かごに取り付ける「防犯パ トロール」の文字が入った緑色反射生 地のプレート</p>

## 【 日常の中でできる防犯 ～「ながら見守り」をはじめてみませんか～ 】

〈 ながら見守りとは・・・ 〉

通勤・買い物・犬の散歩など、日常生活の中で、地域の様子に目を向ける自主防犯活動です。特別な服装や道具は必要ありません。無理なく、続けやすいことが大きな特長です。

たとえば、

- 朝の通勤・通学のときに、子どもや高齢者の様子を見る。
- 買い物の行き帰りに、不審な場所や壊れている防犯灯がないか目を配る。
- 散歩の途中で、あいさつを交わしながら周囲を見る。

このような小さな行動の積み重ねが、犯罪の起きにくいまちづくりにつながります。

### ～腕章（子供見守り）の配布について～

東京都（都民安全課）が、通学路等における子供の安全確保を目的として作成しました。

- 貸し出しではなく差し上げます
- 数に限りがあるため、なくなり次第終了

〈 見 本 〉



東京都 見守り腕章



八王子市  
わんわんパトロール用リードカバー



八王子市 ながら見守り腕章

申し込みは必要ありません。希望する団体は、市役所1階防犯課窓口までお越しください。その場でお渡しします。

また、郵送（※着払い）を希望する場合は、防犯課へ電話でご連絡ください。

## 2 防犯ボランティア保険への加入

地域の皆様が安心して防犯活動に参加していただけるよう、その活動中の不慮の事故に備え、市で保険に加入しています。

※ 学校安全ボランティアの方については、令和7年度より変更点がありますので、10頁をご確認ください。

### (1) 加入手続きについて

次の書類に記入のうえ、以下の提出期限までに窓口、郵送、Eメール、FAXでご提出ください。

- ① 別紙2-1「令和8年度(2026年度)防犯ボランティア保険加入申込書」
- ② 別紙2-2「令和8年度(2026年度)防犯ボランティア保険加入申込書」(つづき)  
(別紙2-2は、申込書に登録者を書ききれない場合のみ必要)

**提出期限: 令和8年(2026年)7月31日(金)**  
(期限後も随時受け付けます)

(※多数の皆様の個人情報に記載されているため、Eメール、FAXでの提出の際は、誤送信にご注意ください。)

※市ホームページにおいて様式のダウンロードが可能です。

八王子市トップページ → もしもの時のために → 防災・防犯情報 → 防犯情報  
→ 町会・自治会・管理組合への支援 → 地域における防犯活動の支援概要

二次元コードはこちら→



- ◆ 申し込みは、この様式で可能ですが、必ず全員の「氏名」と「住所」をご記入願います。
- ◆ 年度ごとの加入のため、昨年度の登録者と変更がない場合でもご提出ください。
- ◆ 随時、追加加入が可能です。申込書の名簿を訂正し、変更後の名簿を市へご提出ください。
- ◆ 名簿に記載されていない方が防犯活動中にケガ等をされた場合は、ご相談ください。

## (2) 請求手続きについて

防犯ボランティア保険の請求をされる場合は、ケガや損害の発生後、速やかに防犯課へ事故の状況について、ご連絡ください。

市から保険会社へ連絡した後、当事者と保険会社の間で手続きを進めていただきます。

## (3) 個人情報の利用について

市や保険会社は、保険の手続等に伴い、各団体の登録者名簿を利用しますが、目的外の利用はしません。また、登録者に対しては、個人情報を名簿にし、市や保険会社に提出することに同意を得てください。市では、各団体から名簿が提出された段階で、登載されている各登録者の個人情報利用の同意を得ているものとみなします。

## (4) 補償内容などについて

### ① 保険概要

市または、町会・自治会、商店会等の団体が実施する防犯活動中に、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償する「賠償責任保険」と、活動を行っている自身が、その活動中に偶発的な外来(※)事故によってケガなどをした場合に保証する「傷害保険」があります。

※外来：原因の発生が被保険者の身体に内在するものではなく外部にあること。例えば、活動中に脳梗塞で倒れたときは、この保険に該当しません。

### ② 対象者

市または、町会・自治会、商店会等の団体が実施する防犯活動の参加者（在住・在勤・在学）

### ③ 補償範囲と補償額

賠償責任保険（一事故につき）	免責なし、対人・対物共通	3,000万円
傷害保険（一名につき）	死亡、後遺障害	1,000万円
	入院日額	6,000円（180日まで）
	通院日額	4,000円（90日まで）

#### ④保険期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで  
(名簿に記載された登録者全員が、上記期間の対象となります。また、保険の対象となる傷害や賠償責任が加入の前に生じても、加入すれば、4月1日まで遡及して適用されます。)

#### ⑤保険金が支払われないケースについて

防犯活動と無関係の交通事故や、防犯活動中の持病などの疾病を原因とした傷害は保険の対象となりません。

また、単独での活動・パトロール用腕章やベストを着用しない「ながら見守り」活動・防犯設備保守作業等は保険の対象外となる場合があります。

その他にも多様なケースが想定されますが、引受け保険会社の普通傷害保険約款及び賠償責任保険普通保険約款に基づきます。保険会社の審査結果により保険金が支払われない場合もございますので、ご了承ください。

#### ～ 学校安全ボランティアの方へ ～

学校安全ボランティアとしての活動以外の防犯活動中の事故については、この防犯ボランティア保険の対象となります。

※ 学校安全ボランティアの保険と重複して登録していても、倍額の補償が支払われることはありません。

※ 学校安全ボランティアの登録者名簿は、各学校が管理しています。  
確認される場合は各学校へお問い合わせください。



### 3 出前講座《『防犯』をはじめよう》

町会・自治会等で実施する防犯講習会などへ、市職員を講師として派遣し、防犯パトロール活動を行う際のポイントや特殊詐欺対策などをお話します。

内容についてのご相談や出前講座を希望する場合は、防犯課へご連絡ください。

※八王子・高尾・南大沢の各警察署でも、講習会を実施しています。

お問い合わせは、各警察署へ。

※市役所1階防犯課の窓口で、特殊詐欺等の防止啓発DVDを貸し出していますので、お気軽にお問い合わせください。



出前講座実施時の様子

#### いかのおすし プラス1(ワン)で不審者事案の早期解決、再発防止!

お子さんは、登下校時や放課後、不審者に会った場合、「いかのおすし」を実践するよう教えられており、近くの人に助けを求めることを最優先に行います。

その際、早期の110番通報が行われるよう、「いかのおすし」に110番通報をお願いすることを加えた「いかのおすし プラス1(ワン)」を八王子市独自の取組として推進しています。

防犯パトロール中等で子どもが助けを求めてきた際は、110番通報にご協力をお願いします。そうすることで、早期の不審者事案の解決、再発防止につながります。



知らない人についていかない



他人の車にのらない



おごえを出す



すぐ逃げる



おとなの人に知らせる



プラス1(ワン)

110番通報をお願いします

110番

## 4 地域防犯リーダー養成講習会の開催

町会・自治会等の防犯パトロールを、より活発で効果的に活動できるように、地域防犯リーダー養成講習会を開催します。

- (1) 内 容 グループで行うパトロール活動に役立つ講義及び実技
- (2) 日 程 令和8年(2026年)11月29日(日)13時00分~16時45分
- (3) 会 場 八王子市役所本庁舎(八王子市元本郷町3-24-1)  
8階 801・802 会議室
- (4) 募集人数 90名程度
- (5) 対象者 自主防犯活動を行うため、パトロールの知識を高めたい方
- (6) 講 師 NPO 法人日本ガーディアン・エンジェルス(予定)
- (7) 申し込み方法

別紙3『令和8年度(2026年度)地域防犯リーダー養成講習会受講推薦書』  
を窓口、郵送、FAXまたはEメールでご提出ください。

**提出期限:令和8年(2026年)7月31日(金)**

※市ホームページにおいて様式のダウンロードが可能です。

八王子市トップページ → もしもの時のために → 防災・防犯情報 → 防犯情報  
→ 町会・自治会・管理組合への支援 → 地域における防犯活動の支援概要

二次元コードはこちら→



※町会・自治会等にご推薦いただいた方は全員受講できることとしますので、受講の可否について、町会・自治会長へは連絡いたしません。ただし、定員を超えた申し込みがあった場合は抽選としますので、その結果は受講者ご本人宛に連絡させていただきます。

なお、受講者ご本人へのご案内は、開催日の1か月前までに通知します。

- (8) その他
- ・リーダーとして相応しい方を推薦してください。
  - ・受講者の年齢性別は問いません。
  - ・原則として過去に受講したことがある方は対象外ですが、再受講を希望する場合はご相談ください。

## 5 地域防犯リーダー養成講習会フォローアップ研修会の開催

- (1) 内 容 グループで行うパトロール活動に役立つ講義 等
- (2) 日 程 令和8年(2026年)11月29日(日)9時30分～11時30分
- (3) 会 場 八王子市役所本庁舎(八王子市元本郷町3-24-1)  
8階 801・802 会議室
- (4) 対象者 前年度(令和7年度)の地域防犯リーダー講習会修了者
- (5) 講 師 NPO 法人日本ガーディアン・エンジェルス(予定)
- (6) 申し込み 9月初旬頃に、上記(4)対象者に個別に通知を行い、申し込みを受け付けます。  
町会・自治会へ、改めてお知らせはしませんので、ご承知おきください。



講義中の様子



パトロール実習中の様子

## 6 防犯カメラの設置等補助

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、町会・自治会・管理組合による地域見守り活動のための防犯カメラ設置・更新、維持管理に対する費用を補助しています。

### 【八王子市地域における見守り活動事業補助金概要】

(1) 補助対象団体：町会・自治会・管理組合

(2) 主な設置補助条件（団体内で以下について事前に調整していただく必要があります）

- 地域における合意形成を行うこと（※1）
- 防犯に関する地域見守り活動を月1回以上実施すること
- 防犯カメラ設置に当たっての運用基準を定めること
- 「不特定多数の人が通行する公道を撮影するカメラ」であること（※2）

※1 あくまでも地域見守り活動を行う団体が設置する防犯カメラの費用補助を行うものです。

そのため、防犯カメラの設置場所の選定や費用の工面、継続しての地域見守り活動の実施等について、団体内で合意形成を図っていただく必要があります。

※2 以下に該当するものは、補助対象外となりますのでご注意ください。

- (1) 私有地内で、ゴミ置場、駐輪場や集会所周辺など私有地内を撮影するもの
- (2) 公園や神社など特定の施設のためのカメラであると疑いが生じるもの
- (3) 袋小路や行き止まりなどで、特定の居住者のみしか通行しない場所を撮影するもの

(3) 主な更新補助条件

市の補助金を利用して設置した防犯カメラについて、設置後から満7年間を経過し、かつ修繕ではその機能を維持することが困難となった設備に対し、交換費用の一部を補助します。

#### 〈更新に関するチェックリスト〉

- 防犯カメラの設備の更新に係る経費であって、設置後から満7年間を経過していること
- 八王子市地域における見守り活動事業補助金を利用し、設置した防犯カメラであること
- 整備後の防犯活動が継続的に行われていること
- モニター・録画装置等の付属設備のみの整備に係る経費ではないこと
- 設備の修理、保守等機器類の維持管理が適切に行われていること
- 交換部品が存在しない、修繕をするより新規に購入した方が安価であるなど、通常の修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態であること

#### (4) 補助対象経費

対象経費	補助率	補助限度額
防犯カメラ(モニター、録画装置等を含む。)設備の整備(購入、取付等)に係る経費  ※維持管理等に係る経費は除く  ※補助対象となる防犯カメラは、一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止の目的で固定して設置されるもの(モニター、録画装置等を含む)で、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的とし、継続的に設置・撮影するもので、かつ、映像記録機能を有するものとする。	23/24  ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	(1台あたり) 421,000円  防犯カメラ専用のポールを設置する場合は、 (1台あたり) 575,000円  1団体につき1台まで

#### (5) 防犯カメラ設置等補助希望調査

防犯カメラの設置・更新には、地域の合意形成などが条件となり準備に時間を要することから、原則として次年度以降の補助申請となります。

令和9年度(2027年度)に設置・更新を希望する場合は、別紙4「防犯カメラ設置等補助希望調査票」を窓口、郵送、FAXまたはEメールでご提出ください。  
**提出期限: 令和8年(2026年)8月31日(月)**

### 【八王子市防犯設備維持管理経費補助金概要】

町会・自治会・管理組合が管理する防犯設備について、電気料・使用料・保守点検・修繕・移設に係る費用の一部を補助します。

補助事業の区分	補助率	補助対象経費限度額
(1) 電気料金	6分の5 ※ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	1台あたり 6,000円
(2) 使用料		1台あたり 3,000円
(3) 保守点検		1台あたり 10,000円
(4) 修繕		1台あたり 200,000円
(5) 移設		1台あたり 200,000円

※本概要は、令和8年度(2026年度)版です。次年度以降変更となる可能性があります。  
 ※設置・更新、維持管理に関する相談は防犯課で随時受け付けております。

## 7 自主防犯パトロール活動推進写真展の開催

町会・自治会等の皆様が、地域のために奮闘されている姿を広く市民の方々に知っていただくことにより、参加者のすそ野を広げ、各団体の活性化を図り、本市全体の地域力、防犯力を高めることを目的として、自主防犯パトロール活動推進写真展の開催を予定しています。

### (1) 写真展の会場及び日程(予定)

- ・ 八王子駅南口総合事務所

令和8年(2026年)10月20日(火)正午～10月29日(木)正午

- ・ 市役所本庁舎1階市民ロビー

令和8年(2026年)11月9日(月)～11月20日(金)正午

※令和8年度はイオン八王子滝山でも開催を予定しております。

決定次第、広報はちおうじやメール配信等でお知らせします。

### (2) 題材

町会・自治会等による自主防犯パトロール活動

### (3) 募集期間等

募集期間や応募方法などについては、後日あらためて通知します。

**皆様の活動を市民の皆様にご覧いただき絶好のチャンスです!**

**ぜひ、活動時に写真を撮って、準備をお願いします。**

※なお、提出いただいた写真は、代表として写真展開催中の案内ポスターや来年度の支援概要(本書)に使用させていただく場合があります。

ご承知おきください。



展示の様子

## 8 自主防犯活動優良団体の認定

町会・自治会等による自主防犯パトロール活動。その中でも活動が特に優れている団体を、防犯協会からの推薦に基づき、審査のうえ優良団体として認定し、認定書の贈呈などを行います。

また、認定済の団体も含め、防犯活動への取り組みが優れている団体に対して、防犯協会からの推薦に基づき、感謝状の贈呈を行っています。

**前年(令和7年(2025年)1月～12月)の活動実績が、主な評価の対象となります**ので、管轄の防犯協会へ活動報告書を提出してください。

また、報告書の記載事項や提出方法などに関するお問合せは各防犯協会へ。

認定団体 (敬称略、各年度 50 音順)

平成 19 年度 (2007 年度)	北野台自治会、小比企町一丁目町会、 左入町会、散田東町町会、台町三丁目町会
平成 20 年度 (2008 年度)	東町町会、片倉台自治会、 片倉町一丁目町会、絹ヶ丘町会、廿里町会
平成 21 年度 (2009 年度)	石川町会、打越町会、小比企町二丁目町会、 八王子サンランド自治会、明神町一丁目町会
平成 22 年度 (2010 年度)	上柚木第2団地自治会、松子舞自治会、 明神町二丁目町会、明神町四丁目町会、鏈水町会
平成 23 年度 (2011 年度)	上壺分方町神戸町会、絹ヶ丘一丁目自治会、 子安町三丁目町会、滝町会、館町町会
平成 24 年度 (2012 年度)	北野町町会、高尾町五丁目町会、長沼町東町会、 みつい台自治会、横川町住宅自治会
平成 25 年度 (2013 年度)	宇津木町町会、NEC 平山団地自治会、 中野団地自治会、七国一・二丁目町会、明神町三丁目町会
平成 26 年度 (2014 年度)	宇津木台東自治会、清川町自治会、 南大沢町会、みなみ野三丁目町会
平成 27 年度 (2015 年度)	長房町会、七国六丁目町会
平成 29 年度 (2017 年度)	大塚日影自治会、上川町中部町会
平成 30 年度 (2018 年度)	中野町甲和会
令和元年度 (2019 年度)	叶谷町会
令和 2 年度 (2020 年度)	大塚日向自治会、堀之内町会
令和 3 年度 (2021 年度)	片倉町会、長沼町会
令和 4 年度 (2022 年度)	高尾紅葉台自治会、南陽台自治会、兵衛一丁目町会
令和 5 年度 (2023 年度)	みなみ野五丁目町会

※平成 28 年度・令和 6 年度・令和 7 年度 は該当団体無し

## 9 青色防犯パトロール実施手続の流れ

### ① 警察署へ申請書の提出

提出書類(管轄の警察署の生活安全課へ)

- ・ 証明申請書(1号様式)
- ・ 団体・青色防犯パトロールの概要(2号様式)
- ・ 青色防犯パトロール実施者名簿(3号様式)
- ・ 誓約書(4号様式)
- ・ 青色回転灯を装備する自動車の検査証の写し
- ・ 青色回転灯の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び光度等が分かる資料(灯火の仕様書等)
- ・ 団体の名称及び自主防犯パトロール中である旨を表示するステッカーの大きさや形状が分かる資料(写真等)
- ・ 自主防犯パトロール実施地域の見取図  
⇒ 詳細は警察署の担当者にお問い合わせください。

(警察署から)

### ② 証明書・標章・パトロール実施者証を受領

### ③ 証明書の交付から15日以内に運輸支局等へ申請 車検証に「自主防犯活動用自動車」と記載

※八王子ナンバーの場合

普通車：八王子自動車検査登録事務所

(八王子市滝山町1-270-2)

TEL：050-5540-2034

軽自動車：軽自動車検査協会東京所管事務所八王子支所

(青梅市新町6-18-2)

TEL：050-3816-3103

### ④ 青色回転灯を取り付けて、青色防犯パトロールの開始





※本冊子は、市のホームページでもご覧いただけます。

- 八王子市トップページ → もしもの時のために → 防災・防犯情報  
→ 防犯情報 → 町会・自治会・管理組合への支援  
→ 地域における防犯活動の支援概要

二次元コード：



発行：令和8年(2026年)6月

住所：〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市生活安全部防犯課

電話：620-7395 FAX：620-7322

E-mail：b219200@city.hachioji.tokyo.jp